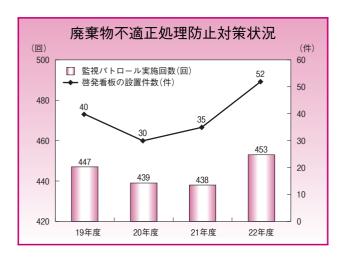
## 基本施策 1-④ 清潔で美しい地域づくり

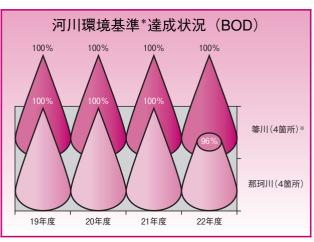
#### 現状

不法投棄や野外焼却などの廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、景観や自然環境への悪影響が懸念されます。

また、本市には数多くの産業廃棄物処理施設が設置され、多量の産業廃棄物が持ち込まれており、処理施設の不適正処理を起因とする生活環境への悪影響が懸念されます。本市に立地する最終処分場の全ては安定型最終処分場であり、安定5品目\*といわれる廃棄物を素掘りの穴に埋め立てるものです。安定した廃棄物を埋め立てる処分場であるため、浸出水の処理施設や地下浸透を防ぐ遮水工は設けられていません。

しかし、現実には、安定5品目以外の廃棄物の混入を防ぐことが困難であることから、 地下水の汚染等、自然環境や生活環境への影響が懸念されます。





※箒川は21年度まで2箇所

#### 課題

- ・不法投棄や野外焼却などの監視の強化 と、廃棄物の適正な処理についての周 知啓発
- ・産業廃棄物処理施設に対する監視の強化による不適正処理の未然防止と、処理施設がこれ以上設置されないための対策

環境汚染の未然防止を図るための公害の 監視活動強化

## 目指すべき方向

(1)廃棄物の不適正処理の防止

(2)公害の防止

#### ■基本施策 目標指標

市民満足度

基準値(平成22年度)

47点



目標値(平成28年度)

57点

※市民満足度は、「満足している」100点、「やや満足している」75点、「どちらともいえない」50点、「やや不満である」25点、「不満である」0点とした時の全回答者の平均得点

#### ■具体的な施策

#### (1)-1 廃棄物不適正処理の監視体制の強化

担当職員や廃棄物監視員による監視活動を実施するとともに、タクシー会社や森林組合との不法 投棄の情報提供に関する協定や県、警察などの関係機関との連携を密にすることにより、不法投棄 や野外焼却などについての監視を強化し、廃棄物 の不適正処理の未然防止と早期発見に努めます。

不法投棄多発箇所には、監視カメラを設置し、 不法投棄の撲滅に向けて、対策を強化していきます。 また、産業廃棄物処理施設についても、県など の関係機関と連携を図り、監視を強化し、不適正 処理の未然防止に努めます。

## 主要事業 不法投棄巡回監視事業 目標値 不法投棄等に関する苦情相談



#### (1)-2 廃棄物の適正処理の推進

イベントなど多くの人が集まる機会でのパンフレットの配布や、広報誌やホームページを通じて、 廃棄物の適正処理について周知・啓発に努めます。 また、産業廃棄物処理施設が過度に集中し、生活 環境への影響が懸念されることから、立地規制方策 を策定し、処理施設の新規立地の抑制に努めます。 国、県に対しては、安定型最終処分場という類 型の廃止をはじめ、処理施設の過度の集中を防ぐ 方策の導入など、廃棄物処理制度の改正を引き続 き求めていきます。

# 主要事業 (新)産廃施設立地規制策定事業 (平成24年度)

目標値 新規産廃施設許可件数



## (2)-1 公害の定期的な調査による監視及び指導

河川や地下水などの水質調査と共に、新幹線 や自動車の騒音・振動調査を定期的に行います。 公害を発生する恐れのある事業場や工場へ の監視と指導に努めます。

#### 主要事業 水質汚濁対策事業



\*安定5品目:性状が安定し、生活環境上の支障を及ぼす恐れが少ないもので、廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類をいう。

\*環境基準:環境基本法第16条に基づき、政府が進める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされる基準で、これに基づき大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。